

(案)

北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会設置要綱 ～北海道の元気を、道内外そして世界に向けて～

1 設置目的

北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済の復興に向け、観光事業者や中小企業、農林漁業者等の活動を支援するため、広範な関係主要機関の代表者が一堂に会し、連携・意見交換する場として、北海道胆振東部地震に係る緊急経済対策官民連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会は、別表に掲げる団体の代表者をもって組織する。

3 意見交換項目

- (1) 風評被害の払拭に関する事
- (2) 産業基盤の回復と経営再建に関する事
- (3) 北海道経済の成長軌道化に関する事
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要と認められる事

4 協議会の運営

- (1) 協議会は、北海道知事が主宰する。
- (2) 知事は、構成員と協議して、必要に応じ協議会を開催する。
- (3) 協議会には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 事務局

本協議会の庶務は、構成員の協力を得て、北海道経済部経済企画局経済企画課において処理する。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月 日 から施行する。

別 表

<p>経済・産業団体 (五十音順)</p>	<p>全日本空輸 (株) (独) 中小企業基盤整備機構 日本航空 (株) (独) 日本貿易振興機構 日本旅館協会北海道支部連合会 (一社) 日本旅行業協会北海道支部 日本労働組合総連合会北海道連合会 ホクレン農業協同組合連合会 (一社) 北海道医師会 (公社) 北海道観光振興機構 北海道漁業協同組合連合会 北海道経済同友会 北海道経済連合会 (一社) 北海道建設業協会 (社福) 北海道社会福祉協議会 (一社) 北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 北海道商店街振興組合連合会 北海道森林組合連合会 北海道石油業協同組合連合会 北海道中小企業団体中央会 (公社) 北海道トラック協会 北海道農業協同組合中央会 (一社) 北海道バス協会 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 北海道木材産業協同組合連合会 北海道旅客鉄道 (株)</p>
<p>金融機関</p>	<p>(株) 日本政策金融公庫 (株) 商工組合中央金庫 (株) 日本政策投資銀行 (株) 北洋銀行 (株) 北海道銀行 (一社) 北海道信用金庫協会 (一社) 北海道信用組合協会 北海道信用保証協会</p>
<p>行政機関・団体</p>	<p>北海道総合通信局 北海道財務局 北海道厚生局 北海道労働局 北海道農政事務所 北海道森林管理局 北海道経済産業局 北海道開発局 北海道運輸局 北海道地方環境事務所 北海道市長会 北海道町村会 札幌市 北海道</p>
<p>災害時物資等協力機関</p>	<p>(株) セコマ (株) ローソン (株) セブン-イレブン・ジャパン (株) イトーヨーカ堂 (株) ファミリーマート イオン (株) 佐川急便 (株) ヤマト運輸 (株) 日本郵便 (株) 北海道支社 サッポロHD (株)・サッポロビール (株) 北海道コカ・コーラボトリング (株) 雪印メグミルク (株)</p>